

# 保育所・認定こども園の入園申込み

問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

## (2) 保育を必要とする事由

保育所などでの保育を希望される場合の2・3号認定(保育認定)には、次の①～⑩の事由のいずれかに該当することが必要です。また、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、区分により保育利用時間と保育料が異なります。

事由	2号、3号認定		保育利用可能期間
	保育必要量		
	保育標準時間	保育短時間	
① 就労(月48時間以上)	就労時間等によって判断		就労開始予定日から小学校就学前まで
② 妊娠・出産	○		3か月間(産前6週から産後8週まで)
③ 疾病・障害	○		事由に該当した時から事由から外れるまで
④ 同居親族の介護・看護	○		
⑤ 災害復旧	○		
⑥ 求職活動		○	
⑦ 就学(職業訓練含む)	○		入学予定日から卒業予定日の月末まで
⑧ 虐待・DVのおそれ	○		事由に該当した時から事由から外れるまで
⑨ 育児休業取得中		○	必要な期間
⑩ その他	状況によって判断		必要な期間

※就労を事由とする場合は、就労時間によって保育利用時間が分かれますのでご注意ください。

## (3) 教育・保育利用時間

支給認定や保育必要量の区分に応じた教育・保育利用時間は次のとおりです。

区分	利用時間
1号認定	教育標準時間 1日最長 5時間(8:00～13:00)
2・3号認定	保育標準時間 1日最長 11時間(7:00～18:00)
	保育短時間 1日最長 8時間(8:30～16:30)

## (4) 保育料の決定方法

### □算定方法

保育料は保護者(父、母)の町民税額と、子どもの年齢を基に算定します。(給食費は保護者負担)  
ただし、所得状況や扶養関係によっては、祖父または祖母の税額も合算される場合があります。

### □算定根拠となる町民税額の年度

利用月と町民税該当年度	施設利用する月	町民税該当年度
	4月から8月まで	令和2年度 町民税額
	9月から3月まで	令和3年度 町民税額

## (5) 入園面接について【12月中】

- 新規・転園希望の児童の家庭を対象に面接を実施します。
- 書類だけでは把握できないご家庭の状況や、お子さんの様子についてお伺いします。
- 申込みを受け付けた後、別途、面接案内を郵送にて通知します。

## (6) 令和3年度の年度途中入園(4月以降に入園)希望について

- 産休および育休明けの令和3年度途中入園も、期間内(10月9日～11月9日)に必ずお申込みください。
- 求職中の方は、年度途中の入園予約はできません。
- 近年、途中入園は大変厳しくなっています。申込期間を過ぎての年度内の入園受付はご希望に添えない場合もあります。

## (7) 既に入園しているお子さんの継続利用について

既に保育所・認定こども園を利用している場合は、10月頃に現況届などの提出をお願いする予定です。

施設	南条こども園 (東大道23-14-4) ☎ 0778-47-2227	今庄なないろこども園 (今庄28-10-2) ☎ 0778-45-0788	湯尾保育所 (湯尾72-15) ☎ 0778-45-1168	河野保育園 (今泉19-48-4) ☎ 0778-48-2123
受入対象乳幼児	満6か月児～5歳児	生後9週以降の乳幼児～5歳児	満6か月児～5歳児	
入所・入園条件	(幼稚園部分)3歳児～小学校就学前まで (保育部分)家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児		家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児	
入園申込兼支給認定申請書の受付期間	令和2年10月9日(金)～11月9日(月)			
申込書	配布場所	利用希望施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課		
	提出先	利用希望施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課		

## 入園申込みの流れ



## 保育所・認定こども園の利用に当たって

### (1) 支給認定について

保育所・認定こども園を利用するには「支給認定」が必要です。保護者の皆さんは、利用のための支給認定を申請し、町から認定を受けます。下記の3つの認定区分に応じて利用施設が決まります。

認定区分	対象となるお子さん	利用施設
1号認定 (教育標準時間)	3歳以上で保育を必要とせず教育を希望するお子さん	認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所、認定こども園